

ID: 69

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第57条の3 前条第4項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、同条第3項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合においては、あらかじめ、当該特例敷地について政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。 2 前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率が第52条第1項から第9項までの規定による限度以下であるとき、その他当該建築物の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る指定を取り消すものとする。 【基準】 根拠条文、政令第135条の24及び政令第135条の23の規定による。 (特例容積率の限度の指定の取消しの申請について同意を得るべき利害関係者) 第135条の24 法第57条の3第1項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者(所有権又は借地権を有する者を除く。)とする。 (特例容積率の限度の指定の申請について同意を得るべき利害関係者) 第135条の23 法第57条の2第2項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を備えた借地権(同条第1項に規定する借地権をいう。次条において同じ。)又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日